

豊川市キュパティノー中学生使節団派遣事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市に在住する中学校生徒を姉妹都市米国キュパティノー市へ派遣し、米国の生活環境、教育、文化等について体験学習させることにより、国際理解を深め、国際協調性を育むとともに、姉妹都市の中学生や家族との交流を通して両市の友好を深め、姉妹都市の絆を強くすることを目的とする。

(参加資格)

第2条 豊川市キュパティノー中学生使節団派遣事業（以下「派遣事業」という。）による派遣団員（以下「団員」という。）となることができる者は、市内に在住する中学生のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 派遣事業の目的をよく理解し、積極的に行動することができる者
- (2) 心身ともに健康で、派遣事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者
- (3) 原則として、全ての研修会、報告会等に参加することができる者
- (4) 保護者の承諾が得られている者
- (5) 過去に団員となったことがない者
- (6) キュパティノー市及びその他外国からの使節団員等のホームステイの受入れや国際交流事業に積極的に参加することができる者

(団員の募集)

第3条 団員は、毎年度、16名以内で公募により選考する。

2 選考は、第1次選考として応募用紙による書類審査及び作文審査を行い、第1次選考の合格者に対し第2次選考として面接審査を行い、最終合格者を決定する方法による。

3 前項の定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

(誓約書の提出)

第4条 団員は、派遣の決定後、市長が指定する日までに誓約書（様式第1号）を提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第5条 市長は、派遣の決定を受けた者が、団員としてふさわしくない行為等

があると認めるときは、派遣の決定を取り消すことができる。

(派遣期間)

第6条 派遣期間は、毎年度、豊川市がキュパティノー市と調整のうえ定める。

(引率者)

第7条 団員を引率する者(以下「引率者」という。)は、毎年度、市立小中学校の教員2名以内及び市職員1名の3名以内で市長が任命する。

2 引率者に対し、豊川市職員旅費条例(昭和43年豊川市条例第4号)の規定に基づき旅費を支給する。

(参加負担金)

第8条 団員は、派遣事業に係る参加負担金として市長が定める額を負担するものとする。

2 団員は、前項の参加負担金を市長が指定する日までに、市長が指定する旅行業者に対し一括して納付するものとする。

(研修会)

第9条 団員に対して、派遣前に、米国の風土・風習、キュパティノー市に関する知識、日常英会話等を修得させるための研修会を実施する。

(事業の実施)

第10条 事業の実施前後において、次に掲げる事由が発生した場合には、事業を中止する。

(1) 生徒の参加人数が8名に満たない場合

(2) 事前及び本研修中に伝染病、テロなどで安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい場合

(報告書)

第11条 団員及び引率者は、派遣事業終了後、派遣事業に係る報告書を市長に提出しなければならない。

(報告会)

第12条 市は、派遣終了後、派遣事業の報告会を実施する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市キューパティナーノ中学生使節団派遣事業要綱の規定に基づいて作成されている誓約書（様式第1号）は、改

正後の豊川市キューパティノー中学生使節団派遣事業要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

誓 約 書

豊川市長 殿

豊川市キューパティノー中学生使節団の団員として参加するにあたり、下記事項について厳守履行することを誓約いたします。

記

- 1 派遣団員の心構えを遵守し、引率者、交流先関係者及び受入家庭の指示、助言に従うこと。
- 2 原則として、全ての研修会、報告会等に参加すること。
- 3 派遣団員としてふさわしくない行為があった場合、決定の取り消しについて了承すること。
- 4 参加負担金は、豊川市が指定する期限までに納付すること。また、途中で不参加となりキャンセル料が発生した場合は、負担金の範囲内で支払いに応じること。
- 5 本派遣期間中に傷病となった場合、通院等の判断については団長に一任すること。
- 6 本派遣期間中に生じた傷病、損害に関しては、各自が加入した海外旅行保険で対応するものとし、豊川市に対して、一切の責任を問わないこと。また、実費負担が必要になった場合は保護者負担とすること。
- 7 本使節団の活動に関する豊川市ホームページ等での公開に同意すること。

令和 年 月 日
住 所 豊川市

氏 名
(本人自署)

保護者氏名
(保護者自署)